

## 第1条（適用範囲）

---

Frog Cafe & Glam Site(以下 当施設)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

## 第2条（宿泊契約のお申し込み）

---

当施設に宿泊予約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当施設までお申し出いただきます。

1. 宿泊者名
2. 宿泊日及び到着予定時刻
3. その他当施設が、必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊予約の申し込みがあったものとして処理します

## 第3条（宿泊契約の成立等）

---

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾を証明したときは、この限りではありません。

前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

## 第4条（宿泊契約締結の拒否）

---

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊のお申し込みが、この約款に反するとき。
2. 満室により施設の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者に次の事由に該当するものがあるとき。
  1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
  2. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
  3. 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
8. 宿泊客に支払い能力がないと明らかに認められるとき
9. 宿泊客が当施設の定める利用規則に従わないとき

## 第5条（宿泊客の契約解除権）

---

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合はキャンセル料が発生いたします。キャンセル規約につきましては、料金表をご参照ください。。

当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後19時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても当施設に到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

## 第6条 (当施設の契約解除権)

---

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊約款及びこれに関連する契約の申込みをなさる方又は当施設を利用される方に次の事由に該当するものがあるとき。
  1. 暴力団等
  2. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
  3. 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
3. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
4. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
5. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
6. 決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

## 第7条 (宿泊の登録)

---

宿泊客には、宿泊日当日、当施設チェックイン受付において、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、生年月日、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー

3. その他当施設が必要と認める事項
4. チェックイン時に、身分証明書のコピーを取らせていただきます

## 第 8 条（客室の使用時間）

---

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午前10時から翌日午後17時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、客室を使用できる午前10時以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。

## 第 9 条（利用規則の遵守）

---

宿泊客は当施設においては、「宿泊約款」に定める「利用規則」に従っていただきます。

## 第 10 条（料金の支払）

---

宿泊料金等の支払いは、チェックイン時にフロントでお支払いいただきます。

当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当施設を滞在中に追加発生した利用料金は、カード決済または現金にて処理をさせていただきます。

キャンセル料が発生しました場合、ご請求書をご送付申し上げますので、銀行振り込みにてご対応いただきます。

## 第 11 条（当施設の責任）

---

当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当施設にお客様が携帯された物品を紛失された場合、当施設に故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。

## 第12条（駐車場の責任）

---

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

## 第13条（宿泊客の責任）

---

宿泊客の故意又は重大な過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。